

# 第72回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月18日（金曜日）

午前10時

（開場・受付開始：午前9時）

場所

東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号

ホテルグランドパレス 2階

ダイヤモンドルーム

（末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。）

## 議決権行使期限

2021年6月17日（木曜日）午後5時30分まで

当社は、ご出席株主様へのお土産の提供を本年より廃止いたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、株主総会開始前のお飲み物の提供、株主総会終了後の株主様との懇談会の開催を本年も中止とさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

第72回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役7名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式 の付与のための報酬決定の件	

## 添付書類

事業報告	19
連結計算書類・計算書類	38
監査報告書	45

株 主 各 位

東京都文京区水道二丁目8番6号

**株式  
会社** 鳥羽洋行  
代表取締役社長 鳥羽重良

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及びご関係者の皆様、また、感染症の拡大により影響を受けている皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2021年6月17日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
ホテルグランドパレス 2階 ダイアモンドルーム  
(末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第72期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第72期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役7名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件
  - 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (3) 代理人によるご出席の場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。その場合、代理出席される株主様の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状及び代理人により議決権を行使される株主様の議決権行使書用紙）を会場受付にご提出ください。

以 上

~~~~~  
(お知らせ)

- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toba.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toba.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。  
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、株主総会開始前のお飲み物の提供、株主総会終了後の株主様との懇談会の開催を中止とさせていただきます。
- ◎ご出席株主様へのお土産の提供は、本年より廃止させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。  
議決権をご行使いただくには以下の3つの方法がございます。

### 株主総会へ出席する場合



**開催日時** 2021年6月18日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第72回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

### 議決権行使書を郵送する場合



**行使期限** 2021年6月17日（木曜日）午後5時30分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

### インターネットで議決権を行使する場合



**行使期限** 2021年6月17日（木曜日）午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

詳しくは次ページをご覧ください。

# インターネットによる議決権行使

スマートフォンにより議決権行使書用紙のQRコードを読み取り、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト（スマート行使）にアクセスするか、パソコン用議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

**行使期限** 2021年6月17日（木曜日）午後5時30分行使分まで

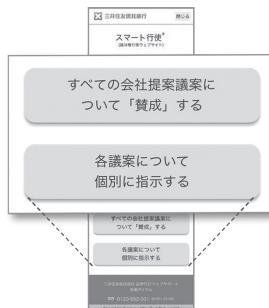
## QRコードを読み取り 「スマート行使」で議決権を行使する方法

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

The diagram shows a proxy statement form for Tokai Marine Co., Ltd. (株式会社鳥羽洋行) with a hand holding a smartphone scanning a QR code. The form includes fields for shareholder number, number of shares, and five proposals (第1号 to 第5号). A 'Smart Execution' (スマート行使) QR code is located in the bottom right corner of the form.

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 表示されたURLを開くとスマートフォン用議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使コード及びパスワードの入力は不要です。

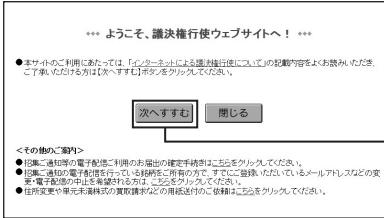
### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度スマート行使で議決権を行使した後に行使内容を変更される場合は、①再度QRコードを読み取ってパソコン用議決権行使ウェブサイトへアクセスするか、②パソコン用議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスして、再度議決権を行使していただくこととなります。パソコン用議決権行使ウェブサイトでの議決権行使につきましては、次ページをご確認ください。

# 議決権行使ウェブサイト 議決権を行使する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

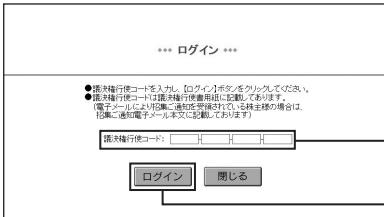
<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

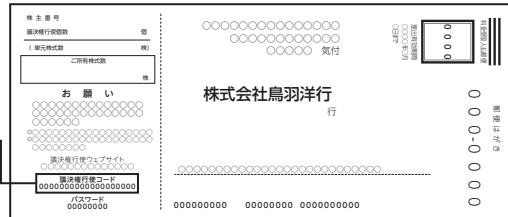
議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

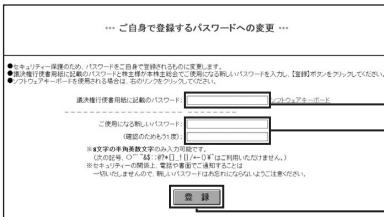


「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



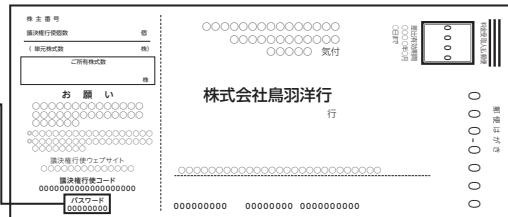
3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ※議決権行使の取扱い

- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効なものとしたしますが、同日に到着した場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけております。配当方針につきましては、安定的な配当の継続を目指すとともに、株主の皆様に対する公平性を明確にした業績連動型の配当性向を基本に考えております。また、1株当たりの配当金40円を下限とし、連結配当性向35%以上とする「株主還元に関する基本方針」を2016年5月13日開催の取締役会にて決議いたしております。

なお、当社はお陰様をもちまして2021年9月15日に創業115周年を迎える運びとなりましたことから、第72期の期末配当につきましては、基本方針に基づくとともに記念配当を加え、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

|                               |                                                                     |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| (1) 配当財産の種類                   | 金銭                                                                  |
| (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金100円<br>内訳 普通配当80円<br>創業115周年記念配当20円<br>総額 433,285,700円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日            | 2021年6月21日                                                          |

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社の経営基盤充実と取締役会の監督機能強化を図るため、取締役の員数の上限を1名増員して、9名以内に変更することとし、現行定款 第4章 取締役および取締役会 第19条（員数）に所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

| 現 行 定 款                                                  | 変 更 案                                                    |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役および取締役会<br>(員数)<br>第19条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。 | 第4章 取締役および取締役会<br>(員数)<br>第19条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。 |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名              | 当社における地位、担当             | 属性       | 取締役会出席状況          |
|-------|-----------------|-------------------------|----------|-------------------|
| 1     | とばしげよし<br>鳥羽重良  | 代表取締役社長                 | 再任       | 13回/13回<br>(100%) |
| 2     | えんどうみゆる<br>遠藤稔  | 常務取締役営業本部長              | 再任       | 13回/13回<br>(100%) |
| 3     | ちくにてつお<br>千國哲王  | 取締役特機システム部長<br>兼関東ブロック長 | 再任       | 13回/13回<br>(100%) |
| 4     | しまづまさのり<br>島津政則 | 取締役管理本部長                | 再任       | 11回/11回<br>(100%) |
| 5     | たにいつお<br>谷逸夫    | 社外取締役                   | 再任 社外 独立 | 13回/13回<br>(100%) |
| 6     | おがわたかゆき<br>小川隆之 | 社外取締役                   | 再任 社外 独立 | 13回/13回<br>(100%) |
| 7     | なるせかずこ<br>成瀬圭珠子 | -                       | 新任 社外 独立 | -                 |

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------------|
| 1     | と ば しげ よし<br>鳥 羽 重 良<br>(1962年10月15日生)<br>再任                                                                                                                      | 1987年4月 THK株式会社入社<br>1993年10月 当社入社<br>1999年4月 当社東京南営業所長<br>2005年6月 当社取締役第二ブロック営業副部长兼厚木営業所長<br>2006年4月 当社取締役関西ブロック営業部長<br>2008年4月 当社取締役西日本営業部長<br>2011年4月 当社取締役営業副本部長兼中国・九州ブロック長<br>2012年4月 当社取締役営業副本部長兼営業企画室長<br>2013年4月 当社取締役営業副本部長<br>2014年4月 当社取締役営業本部長<br>2015年6月 当社常務取締役営業本部長<br>2016年6月 当社代表取締役社長(現任) |                               | 321,800株       |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>鳥羽重良氏は、これまでに国内事業を統括した豊富な経験と高い見識を有し、2016年6月より代表取締役社長として企業経営に従事し職務を適切に遂行しております。今後も取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                               |                |
| 2     | えん どう みのもる<br>遠 藤 稔<br>(1958年10月4日生)<br>再任                                                                                                                        | 1981年4月 当社入社<br>1991年4月 当社東京第二営業所長<br>1999年4月 当社第二ブロック営業部長<br>2004年4月 当社第三ブロック営業部長<br>2004年6月 当社取締役第三ブロック営業部長<br>2008年4月 当社取締役海外営業部長<br>2008年12月 鳥羽(上海)貿易有限公司総経理<br>2011年4月 当社取締役海外営業担当部長<br>2015年6月 当社常務取締役海外営業担当部長<br>2016年4月 当社常務取締役営業本部長(現任)<br>2016年4月 鳥羽(上海)貿易有限公司董事長(現任)                             | (重要な兼職の状況)<br>鳥羽(上海)貿易有限公司董事長 | 15,800株        |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>遠藤稔氏は、2015年6月より常務取締役として当社グループ全般の管理・監督機能を担っており、国内外の営業部門における責任者としての豊富な経験と高い見識を有しております。今後もあらゆる局面において適切な経営判断を行うことが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                               |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |           | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------|-----------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                          | 千 國 哲 王<br>(1970年2月20日生)<br>再任    | 1992年4月            | 当社入社      | 3,500株         |
|                                                                                                                                                                            |                                   | 2004年4月            | 当社特機グループ長 |                |
| 2012年4月                                                                                                                                                                    | 当社特機システム部長兼特機システムグループ長            |                    |           |                |
| 2016年6月                                                                                                                                                                    | 当社取締役特機システム部長兼特機システムグループ長         |                    |           |                |
| 2020年11月                                                                                                                                                                   | 当社取締役特機システム部長兼特機システムグループ長兼関東ブロック長 |                    |           |                |
| 2021年4月                                                                                                                                                                    | 当社取締役特機システム部長兼関東ブロック長 (現任)        |                    |           |                |
| (取締役候補者とした理由)<br>千國哲王氏は、営業部門での豊富な経験と幅広い知見を活かし、特機システム部長及び関東ブロック長として国内外の事業領域拡大に貢献しております。一層の手腕を発揮することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                      |                                   |                    |           |                |
| 4                                                                                                                                                                          | しま づ まさ のり<br>(1965年8月15日生)<br>再任 | 1988年4月            | 当社入社      | 5,000株         |
|                                                                                                                                                                            |                                   | 2008年4月            | 当社八王子営業所長 |                |
| 2015年9月                                                                                                                                                                    | 当社静岡営業所長                          |                    |           |                |
| 2018年4月                                                                                                                                                                    | 当社管理本部管理部長                        |                    |           |                |
| 2020年6月                                                                                                                                                                    | 当社取締役管理本部長 (現任)                   |                    |           |                |
| (取締役候補者とした理由)<br>島津政則氏は、営業部門での豊富な経験と幅広い知見を有し、さらに2018年4月より管理本部管理部長に就任し、2020年6月より取締役管理本部長として経理、システム、総務の各グループを統括しております。管理部門として一層の手腕を発揮することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                   |                    |           |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                     |  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                     | 谷 逸 夫<br>(1947年12月16日生)<br>再任 社外<br>独立 | 1970年 4月 株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行<br>1991年 5月 同行高円寺支店長<br>2001年 6月 同行退職<br>2002年 6月 中央電子株式会社取締役営業推進室長<br>2006年 6月 同社取締役常務執行役員経営企画室長兼営業推進室長<br>2011年 4月 同社顧問<br>2016年 6月 当社社外取締役 (現任)  |  | 200株           |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>谷逸夫氏は、社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。また、同氏は他社の取締役を経験され、その経歴を通じて培われた知識、経験を当社の経営のチェックや監督に活かしていただき、また、ガバナンス諮問委員会の委員として不偏かつ多角的な視点から意見をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。<br>なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。                |                                        |                                                                                                                                                                                        |  |                |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                     | 小 川 隆 之<br>(1954年1月9日生)<br>再任 社外<br>独立 | 1976年 4月 三菱商事株式会社入社<br>1994年 4月 同社高機能化学品部・機能材料部・機能商品チームチームリーダー<br>1998年 5月 同社スペシャリティケミカル本部付次長<br>2001年 4月 同社機能化学品本部・電子材料関連部次長<br>2012年 1月 株式会社スター・サークル代表取締役社長<br>2019年 6月 当社社外取締役 (現任) |  | 一株             |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>小川隆之氏は、社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。また、同氏は企業経営に携わった経験や総合商社での実務経験を有し、その経歴を通じて培われた知識、経験を当社の経営のチェックや監督に活かしていただき、また、ガバナンス諮問委員会の委員として不偏かつ多角的な視点から意見をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。<br>なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。 |                                        |                                                                                                                                                                                        |  |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                  |                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                   | 成瀬 圭 珠子<br>(1962年11月4日生)<br>新任 社外<br>独立 | 1985年 4月 全日本空輸株式会社入社<br>1991年 8月 矢矧コンサルタント株式会社入社<br>2000年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属)<br>林田総合法律事務所入所(現任)<br>2015年 6月 東京エレクトロンデバイス株式会社社外監査役<br>2017年 6月 株式会社ウィザス社外監査役(現任)<br>2020年 3月 公益財団法人東京都軟式野球連盟理事(現任) | (重要な兼職の状況)<br>株式会社ウィザス社外監査役 | 一株             |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>成瀬圭珠子氏は、弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、これまで企業法務やコンプライアンスの分野で高い実績をあげられております。また、他社での社外監査役を歴任されており、その経歴を通じて培われた知識、経験を当社の経営のチェックや監督に活かしていただき、また、ガバナンス諮問委員会の委員として不偏かつ多角的な視点から意見をいただくため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                         |                                                                                                                                                                                                     |                             |                |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 谷逸夫、小川隆之及び成瀬圭珠子の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 谷逸夫、小川隆之の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合には引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、成瀬圭珠子氏が選任された場合には、同氏を独立役員に指定し、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。谷逸夫、小川隆之の両氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、成瀬圭珠子氏が選任された場合には、同氏との間で同様の契約を新たに締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金5百万円または法令が定める額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為等(不作為を含む)に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金や訴訟費用等について填補することとされています。ただし、役員等の職務の執行が適正性を損なわれぬよう、故意による法令違反や法的な権利なく得た私的利益・便宜供与に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、保険期間満了時に当社が保険料を全額負担し、当該保険契約を更新する予定であります。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役廣瀬勝一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                       | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                          |                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ひろせ<br>廣瀬 勝一<br>(1967年4月28日生)<br>再任 社外<br>独立                                                                                                                                                                       | 1995年4月<br>1995年4月<br>1997年7月<br>2013年6月 | 弁護士登録(第二東京弁護士会所属)<br>中島経営法律事務所入所<br>伊藤・廣瀬法律事務所(現銀座イースト法律事務所)設立共同代表(現任)<br>当社社外監査役(現任) | -株             |
| (社外監査役候補者とした理由)<br>廣瀬勝一氏は、弁護士として法務全般及び企業統治などにつき幅広い知見と経験を有し、当社の社外監査役として、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行に対する監査、監督を適切に果たしております。今後とも当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献していただけると判断し、引き続き社外監査役として選任を願います。<br>なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。 |                                          |                                                                                       |                |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 廣瀬勝一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 廣瀬勝一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合には引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。同氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金5百万円または法令が定める額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為等(不作為を含む)に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金や訴訟費用等について填補することとされています。ただし、役員等の職務の執行が適正性を損なわれぬよう、故意による法令違反や法的な権利なく得た私的利益・便宜供与に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、廣瀬勝一氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、保険期間満了時に当社が保険料を全額負担し、当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考)

### 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性に関して、法令の定める要件のほか、東京証券取引所の定める基準に当社の考え方を加え、以下のとおり当社独自の基準を設定しております。

◆直近事業年度（末）において、以下のいずれにも該当しないこと。

1. 当社グループの主要な取引先（※1）又はその業務執行者（※2）
2. 当社グループから役員報酬以外に500万円以上の報酬等の支払いを受けた弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家（当該報酬等を得ている者が法人その他の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
3. 当社グループの主要株主（総議決権の10%以上を保有している株主をいう）又はその業務執行者
4. 当社グループに対して法定の監査証明業務を提供する公認会計士又は監査法人に所属する者
5. 当社グループとの間で、役員を相互に兼任する関係にある会社の業務執行者
6. 当社グループから、1,000万円以上の寄付を受けた個人又は団体若しくはその業務執行者
7. 過去3年以内において上記1から6までに該当していた者
8. 過去10年以内において当社もしくは当社の関連会社の業務執行者
9. 上記1から8までに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族

※1. 主要な取引先とは、以下に該当する者をいう。

- ① 当社グループの連結売上高の2%以上を占める販売先
- ② 連結売上高の2%以上が、当社グループに対するものである仕入先又は業務委託先
- ③ 当社グループの連結総資産の2%以上の金額を、当社グループに融資等している借入先

※2. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに準じる者をいう。

## 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2004年6月17日開催の第55回定時株主総会において年額1億8千万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

なお、現在の対象取締役は4名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は4名となります。

### 1. 譲渡制限付株式の発行または処分の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行または処分は、当該発行または処分に係る取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行または処分を行う方法（以下「無償交付」という）
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分を受ける方法（以下「現物出資交付」という）

### 2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

本議案に基づき譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年1万8千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率または併合比率に応じて当該総数を合理的な範囲で調整する）とし、また、その総額は、年額3千6百万円以内といたします。

また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、①無償交付の場合は、金銭の払込等は要しませんが、1株につき各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）その他公正な評価額として対象取締役の報酬額を算出し、当該算出された報酬額が、上記の報酬上限額の範囲内となるようにいたします。また、②現物出資交付の場合は、当該発行または処分に係る現物出資に充当する金銭報酬債権を、上記の報酬上限額の範囲内で支給します。なお、②の場合、当該発行または処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

### 3. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでに退任または退職する場合につき、当該事業年度経過後6ヶ月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。
- (2) 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (3) 当社は、法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (5) 上記(4)に規定する場合においては、当社は、上記(4)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年2月24日付の取締役会決議において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告28頁・29頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、2021年6月18日開催予定の取締役会において当該方針を以下の「取締役報酬決定方針」のとおりに変更することを予定しております。なお、取締役に対する初回の付与は、2022年4月1日以降を予定しております。また、本議案に基づく譲渡制限付株式の価値を、割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額または本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記2.の年額の上限の範囲内とすること、本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.36%（10年間に亘り譲渡制限付株式を上限数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.6%）とその希釈化率は軽微であることから、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

#### （ご参考）

本議案の審議結果にかかわらず、当社の従業員に対して、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

## (取締役報酬決定方針)

### 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的として株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役においては、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、能力等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### 3. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

##### (1) 業績連動報酬等

業績連動報酬等は、連結事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため連結業績を反映した現金報酬とし、各連結事業年度の連結当期純利益に応じて算出された額を業績連動報酬等として、毎年一定の時期に支給する。

##### (2) 非金銭報酬等

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、原則として年に1度、当社と各取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結したうえで当社普通株式（以下「本割当株式」という）を交付する。

各取締役に対する譲渡制限付株式報酬の報酬水準については、株主総会で決議された範囲において、各取締役の担当職務の範囲、役位、業績その他諸般の事情を考慮して適切な水準を設定する。本割当契約には、概要、以下の内容を含むものとする。

##### ① 譲渡制限及び譲渡制限期間

取締役は、本割当株式の交付日から、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

## ② 無償取得事由

当社は、法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。

## 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬を主たる報酬とし、業績連動報酬等の額と非金銭報酬の額の合計は、基本報酬を超えないものとする。

## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受ける。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定、各取締役の業績連動報酬等の額の決定及び各取締役の非金銭報酬等の額の決定とする。取締役会は、取締役社長の決定が適切になされるよう、当該委任に際して、取締役社長がガバナンス諮問委員会に諮問してその答申を得ることを条件とするものとし、取締役社長は、当該答申の内容を勘案して、個人別の報酬等の額の決定をしなければならない。

ガバナンス諮問委員会は、取締役会が選定する2名以上の社外取締役及び社外監査役に取締役社長を加えた3名以上の委員で構成し、委員の過半数は独立役員でなければならない。ガバナンス諮問委員会は、その決議により独立役員の中から委員長を選定し、取締役の個人別の報酬等の内容に関する諮問について検討し、答申を行う。

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナという）拡大に伴う経済活動の停滞や米中対立の長期化等の影響により、世界的に設備投資を控える動きがありました。本年度後半よりワクチン接種が開始され、地域格差はあるものの経済活動は徐々に再開しつつありますが、依然として先行き不透明な状況が続いております。しかし、中国においては、生産活動の正常化がいち早く進みインフラ投資などが積極的に行われたほか、自動車市場や電子部品関連市場の回復がみられました。また日本経済は、コロナにより急激に経済活動の停滞が拡大したものの、その後、政府による給付金や企業の資金繰り強化策もあり経済活動が再開されたことで、緩やかな回復基調にありました。しかし、感染状況は縮小と更なる拡大を繰り返しており、個人消費は低迷、コロナによる経済活動への影響は長期化の様相を呈しております。

このような経済環境下における当社グループの国内販売は、コロナ対策としてのテレワークやWeb会議が普及したこと等によるデータセンターへの投資が加速し、高速通信規格である5Gへの投資も始まり、半導体及び半導体・液晶製造装置に関連する得意先への受注は回復してまいりました。さらに、自動車・車載部品に関連する一部得意先からの装置関連の大型受注は継続したものの、国内全体としてはコロナ禍の影響を受け、前年を下回る水準で推移いたしました。また海外販売は、中国国内のスマートフォン向け電子部品に関連する得意先への産業用ロボットの販売は、好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は250億40百万円（前期比4.4%減）、営業利益は12億72百万円（前期比4.2%減）、経常利益は13億84百万円（前期比3.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億49百万円（前期比2.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度における取扱商品の部門別実績は、次のとおりであります。

| 商品部門   | 2020年3月期（前期） |       | 2021年3月期（当期） |       | 増減（△印減） |      |
|--------|--------------|-------|--------------|-------|---------|------|
|        | 売上高          | 構成比   | 売上高          | 構成比   | 売上高     | 増減率  |
| 制御機器   | 6,631百万円     | 25.3% | 6,708百万円     | 26.8% | 77百万円   | 1.2% |
| F A 機器 | 14,579       | 55.7  | 13,699       | 54.7  | △880    | △6.0 |
| 産業機器   | 4,986        | 19.0  | 4,632        | 18.5  | △353    | △7.1 |
| 合計     | 26,197       | 100.0 | 25,040       | 100.0 | △1,156  | △4.4 |

各部門の概要は次のとおりであります。

#### [制御機器]

制御機器は、空気圧機器、電子センサー、圧力センサー、流体継手、真空機器、緩衝材等で構成されており、主としてデジタル機器、半導体及び半導体・液晶製造装置、基板実装機、自動車・車載部品等を製造する得意先へ販売しております。

当連結会計年度におきましては、半導体市場の活性化により半導体及び半導体・液晶製造装置に関連する得意先からの制御機器の受注は、後半にかけて増加してまいりました。特に、当社グループの大口得意先の一つである電子部品を製造する得意先からの空気圧機器の受注が好調に推移いたしました。

以上により制御機器全体の売上高は前期を上回る67億8百万円（前期比1.2%増）となりました。

#### [F A機器]

F A機器は、産業用ロボット、自動組立機、表面実装システム、レーザー加工機、精密塗布装置等で構成されており、主としてデジタル機器、自動車・車載部品、半導体及び半導体・液晶製造装置、O A機器、医療機器等を製造する得意先へ販売しております。

当連結会計年度におきましては、自動車・車載部品に関連する得意先によるADAS（先進運転支援システム）やEV（電気自動車）向けの設備投資は継続しており、産業用ロボットの受注は堅調に推移いたしました。さらに、中国でのスマートフォン向け電子部品に関する得意先への単軸ロボットの販売は好調でありました。しかし、コロナ禍の影響を受け、大型の設備投資を抑える動きが相次ぎ、F A機器全体の国内売上高は伸び悩む結果となっております。

以上によりF A機器全体の売上高は前期を下回る136億99百万円（前期比6.0%減）となりました。

#### [産業機器]

産業機器は、電動ドライバー、アルミフレーム、無人搬送車、コンベア、揚重機、ろ過フィルター、環境システム等で構成されており、主としてデジタル機器、自動車・車載部品、半導体及び半導体・液晶製造装置、医療機器、精密機器等を製造する得意先へ販売しております。

当連結会計年度におきましては、半導体市場の活況に伴い半導体に関連する得意先向けのろ過フィルターの受注は、前期を若干下回る結果になったものの堅調に推移いたしました。しかし、本分野もコロナ禍の影響を受け一部得意先に設備投資を控える傾向があり、電動ドライバーやナットランナー及び揚重機等の販売が減少するに至っております。

以上により産業機器全体の売上高は前期を下回る46億32百万円（前期比7.1%減）となりました。

**(2) 設備投資の状況**

特に記載すべき事項はありません。

**(3) 資金調達の状況**

特に記載すべき事項はありません。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分に関する事項**

該当事項はありません。

**(8) 対処すべき課題**

当社グループを取り巻く経営環境を概観しますと、世界的に半導体の需要が増加したことから、国内外の半導体市場への投資は加速していくと思われるものの、この深刻な半導体不足の影響により、自動車産業は生産を抑制される状況に至っております。また、変異株の蔓延やワクチン接種の普及の遅れなどによる新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、引き続き個人消費の低迷に影を落とし、国内経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような事業環境において当社グループが、「信用第一主義」の理念を守り、あらゆるステークホルダーからの信頼を得ながら利益創出企業として持続していくための当面の課題は以下のとおりであります。

- ①熾烈な同業者間での競争に打ち勝つために他社と差別化できる高付加価値商品の発掘
- ②あらゆる産業で技術革新が進む過程で、当社業容の拡大できる新しい販売市場の開拓
- ③将来の政治情勢や金融市場の激変、頻発する地政学的リスク等の不測の事態にも対応できる管理体制の強化
- ④当社グループの将来を担う感性豊かな人材確保、教育

当社グループは、株式公開企業として社会的責任を担うとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図りつつ株主価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別                 | 第 69 期<br>(2018年3月期) | 第 70 期<br>(2019年3月期) | 第 71 期<br>(2020年3月期) | 第72期(当期)<br>(2021年3月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 28,500               | 29,066               | 26,197               | 25,040                 |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 1,873                | 2,004                | 1,435                | 1,384                  |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 1,276                | 1,370                | 972                  | 949                    |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 295.84               | 317.31               | 224.91               | 219.41                 |
| 総 資 産 (百万円)               | 25,813               | 27,277               | 26,520               | 27,230                 |
| 純 資 産 (百万円)               | 16,469               | 17,064               | 17,509               | 18,361                 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自己株式を、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めて算出しております。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別       | 第 69 期<br>(2018年3月期) | 第 70 期<br>(2019年3月期) | 第 71 期<br>(2020年3月期) | 第72期(当期)<br>(2021年3月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 25,013               | 26,000               | 23,937               | 22,263                 |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 1,650                | 1,821                | 1,257                | 1,181                  |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,109                | 1,232                | 839                  | 796                    |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 257.09               | 285.51               | 194.32               | 184.08                 |
| 総 資 産 (百万円)     | 25,029               | 26,603               | 25,595               | 26,005                 |
| 純 資 産 (百万円)     | 16,087               | 16,586               | 16,924               | 17,610                 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自己株式を、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めて算出しております。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益を除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

**(10) 主要な事業内容** (2021年3月31日現在)

- ① 制御機器、産業用ロボット、計測計装機器、コンピューター、電子機器、搬送機器、建設・管工機器、ファスナー、環境整備機器、機械工具、工作機械、理化学機器、化学工業薬品類等の販売及び輸出入。
- ② 上記に関する生産設備効率化のためのコンサルティング。
- ③ 機械工具器具とその部品類の加工販売及び輸出入。
- ④ 古物売買業。

**(11) 重要な親会社及び子会社の状況**

- ① 親会社に関する事項  
当社は親会社を有していません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容          |
|--------------|-------|----------|------------------|
| 鳥羽（上海）貿易有限公司 | 14百万元 | 100%     | 中国における機械工具器具等の販売 |

## (12) 主要な営業所等 (2021年3月31日現在)

### ① 当 社

| 名 称             | 所 在 地           |
|-----------------|-----------------|
| 本 社             | 東京都文京区水道二丁目8番6号 |
| 特 機 シ ス テ ム 部   | 東京都文京区          |
| 海 外 事 業 グ ル ー プ | 東京都文京区          |
| 青 森 営 業 所       | 青森県弘前市          |
| 仙 台 営 業 所       | 宮城県仙台市若林区       |
| 宇 都 宮 営 業 所     | 栃木県宇都宮市         |
| 前 橋 営 業 所       | 群馬県前橋市          |
| 熊 谷 営 業 所       | 埼玉県熊谷市          |
| 川 越 営 業 所       | 埼玉県川越市          |
| 東 京 営 業 所       | 東京都大田区          |
| 東 京 南 営 業 所     | 東京都大田区          |
| 茨 城 営 業 所       | 茨城県牛久市          |
| 千 葉 営 業 所       | 千葉県千葉市中央区       |
| 八 王 子 営 業 所     | 東京都八王子市         |
| 厚 木 営 業 所       | 神奈川県厚木市         |
| 甲 府 営 業 所       | 山梨県甲斐市          |
| 松 本 営 業 所       | 長野県松本市          |
| 静 岡 営 業 所       | 静岡県静岡市駿河区       |
| 名 古 屋 営 業 所     | 愛知県名古屋市名東区      |
| 滋 賀 営 業 所       | 滋賀県守山市          |
| 大 阪 営 業 所       | 大阪府大阪市西区        |
| 兵 庫 営 業 所       | 兵庫県明石市          |
| 広 島 営 業 所       | 広島県広島市西区        |
| 福 岡 営 業 所       | 福岡県大野城市         |
| 大 分 営 業 所       | 大分県別府市          |

### ② 子会社

| 名 称          | 所 在 地 |
|--------------|-------|
| 鳥羽（上海）貿易有限公司 | 中国上海市 |

### (13) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

#### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 254名 | 9名増         |

(注) 従業員数は、連結会社から連結会社外への出向者を除いた従業員数であります。

#### ② 当社の従業員の状況

| 区分      | 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|------|-----------|-------|--------|
| 男性      | 135名 | －名        | 39.2才 | 13.8年  |
| 女性      | 91名  | 8名増       | 30.1才 | 7.9年   |
| 合計または平均 | 226名 | 8名増       | 35.5才 | 11.4年  |

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた従業員数であります。

### (14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

### (1) 発行可能株式総数

20,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

5,000,000株 (自己株式667,143株を含む)

### (3) 株主数

4,967名

#### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                   | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------|----------|---------|
| 鳥 羽 重 良                 | 321,800株 | 7.42%   |
| 鳥 羽 聰 子                 | 271,000  | 6.25    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 215,500  | 4.97    |
| 鳥 羽 洋 行 取 引 先 持 株 会     | 213,135  | 4.91    |
| いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド   | 150,000  | 3.46    |
| S M C 株 式 会 社           | 135,000  | 3.11    |
| 有 限 会 社 鳥 羽 興 産         | 124,000  | 2.86    |
| 藤 森 立 子                 | 123,000  | 2.83    |
| 鳥 羽 洋 行 社 員 持 株 会       | 112,400  | 2.59    |
| 千 代 田 イ ン テ グ レ 株 式 会 社 | 112,000  | 2.58    |

(注) 持株比率は自己株式（667,143株）を控除して計算しております。なお、自己株式（667,143株）には「従業員向け株式交付信託」に信託してある自己株式（5,900株）を含んでおりません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                 |
|-----------|---------|------------------------------|
| 代表取締役社長   | 鳥 羽 重 良 |                              |
| 常 務 取 締 役 | 遠 藤 稔   | 営業本部長<br>鳥羽（上海）貿易有限公司董事長     |
| 取 締 役     | 千 國 哲 王 | 特機システム部長兼特機システムグループ長兼関東ブロック長 |
| 取 締 役     | 島 津 政 則 | 管理本部長                        |
| 取 締 役     | 谷 逸 夫   |                              |
| 取 締 役     | 小 川 隆 之 |                              |
| 常 勤 監 査 役 | 酒 井 孝 弘 |                              |
| 監 査 役     | 廣 瀬 勝 一 |                              |
| 監 査 役     | 森 眞 一   | 泉州電業株式会社社外取締役（監査等委員）         |
| 監 査 役     | 早 崎 信   |                              |

- (注) 1. 取締役谷逸夫及び小川隆之の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役廣瀬勝一、森眞一及び早崎信の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役廣瀬勝一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、法令及び企業のコンプライアンス並びにガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役森眞一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、同氏は、泉州電業株式会社の社外監査役でしたが、2021年1月28日開催の同社第71期定時株主総会において同社が監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、社外取締役（監査等委員）に就任しております。
5. 監査役早崎信氏は、公認会計士並びに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- （就任）2020年6月19日開催の第71回定時株主総会において、島津政則氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- （退任）2020年6月19日開催の第71回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により三浦直行、松永健一の両氏は取締役を退任いたしました。
7. 当事業年度中の監査役の異動は、次のとおりであります。
- （就任）2020年6月19日開催の第71回定時株主総会において、酒井孝弘氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- （退任）2020年6月19日開催の第71回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により廣田透氏は監査役を退任いたしました。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社のすべての取締役及び監査役のほか、管理職従業員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為等（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金や訴訟費用等について填補することとされております。

ただし、役員等の職務の執行の適正性が損なわれぬよう、故意による法令違反や法的な権利なく得た私的利益・便宜供与に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。

なお、保険料の約1割を役員役職に応じて負担しており、従業員の負担はございません。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月24日付の取締役会決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役においては、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。なお、基本報酬（金銭報酬）の個人別の額の決定に当たっては、基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、能力等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。また、業績連動報酬等は、連結事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため連結業績を反映した現金報酬とし、各連結事業年度の連結当期純利益に応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給するものとしております。なお、業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬を主たる報酬とし、業績連動報酬である賞与の額は基本報酬を超えないものとしております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2004年6月17日開催の第55回定時株主総会において年額1億8千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、2004年6月17日開催の第55回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社では、個人別の報酬等について取締役会決議に基づき取締役社長鳥羽重良がその具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定及び各取締役の賞与の額の決定としております。これらの権限を取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状態等を当社グループにおいて最も熟知しており、公正な判断と一元管理を実現させるためであります。また、取締役会は、取締役社長の決定が適切になされるよう、当該委任に際して、取締役社長がガバナンス諮問委員会に諮問しその答申を得ることを条件としており、取締役社長は、当該答申の内容を勘案して、個人別の報酬等の額の決定をしなければならないとしております。従いまして、取締役会はその決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、上記ガバナンス諮問委員会は、取締役会が選定する2名以上の社外取締役及び社外監査役に取締役社長を加えた3名以上の委員で構成し、委員の過半数は独立役員でなければなりません。ガバナンス諮問委員会は、その決議により独立役員の中から委員長を選定し、取締役の個人別の報酬等の内容に関する諮問について検討し答申を行うこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額                | 報酬等の種類別の総額            |                   | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|----------------|
|                  |                       | 基本報酬                  | 業績連動報酬等           |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 97,746千円<br>(4,800千円) | 70,746千円<br>(4,800千円) | 27,000千円<br>(-千円) | 8名<br>(2名)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 16,980千円<br>(7,200千円) | 16,980千円<br>(7,200千円) | -千円<br>(-千円)      | 5名<br>(3名)     |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記の取締役に、2020年6月19日開催の第71回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。  
 3. 上記の監査役に、2020年6月19日開催の第71回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。  
 4. 業績連動報酬等の額に係る実績は、親会社株主に帰属する当期純利益949百万円であります。  
 5. 上記支給額のほか、2004年6月17日開催の第55回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役1名に対して19,662千円を支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額15,125千円を含んでおります。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外監査役森眞一氏

下記の役職を兼務しております。

泉州電業株式会社社外取締役（監査等委員）

なお、当社と泉州電業株式会社との間に重要な取引関係はありません。

### (2) 当事業年度における主な活動状況等

| 区分  | 氏名      | 出席状況及び発言状況                                                                                                                          |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 谷 逸 夫   | 当期開催の取締役会13回全てに出席し、出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知見や他社での取締役経験より、適宜発言を行っております。また、任意の委員会であるガバナンス諮問委員会の委員として、積極的に意見を述べております。                     |
| 取締役 | 小 川 隆 之 | 当期開催の取締役会13回全てに出席し、総合商社での実務経験や企業経営に携わった経験を通じて培ってきた知識・見地から、適宜発言を行っております。また、任意の委員会であるガバナンス諮問委員会の委員として、積極的に意見を述べております。                 |
| 監査役 | 廣 瀬 勝 一 | 当期開催の取締役会13回全てに出席し、また当期開催の監査役会11回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。また、任意の委員会であるガバナンス諮問委員会の委員として、積極的に意見を述べております。 |
| 監査役 | 森 眞 一   | 当期開催の取締役会13回全てに出席し、また当期開催の監査役会11回全てに出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。また、任意の委員会であるガバナンス諮問委員会の委員長として、積極的に意見を述べております。      |
| 監査役 | 早 崎 信   | 当期開催の取締役会13回全てに出席し、また当期開催の監査役会11回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。また、任意の委員会であるガバナンス諮問委員会の委員として、積極的に意見を述べております。         |

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに金5百万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 6. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                        | 支払額      |
|----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                    | 20,500千円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,500千円 |

- (注) 1. 当社の子会社鳥羽（上海）貿易有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の業務の停止に関する事項

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の辞任または解任に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規範、社是及び社内諸規程を当社及び当社グループ企業活動の規範とし、取締役及び使用人に対して定期的・恒常的な研修活動を実施するとともに、職位を通じて適正な業務執行と監督を行い、法令、社内諸規程及び社会倫理に則った企業活動をする。
- ② 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程等に則り、当社及び当社グループの経営上の重要な事項について決定及び承認を行うとともに、各取締役はそれぞれが担当する当社及び当社グループの業務執行状況に関して取締役会に報告を行うことにより、取締役の職務執行を相互に監督し、当社グループの取締役及び使用人の職務執行を監督する体制を構築する。
- ③ 当社及び当社グループのコンプライアンス活動の基準となるコンプライアンス規程を制定し、当社及び当社グループの取締役及び使用人に対するコンプライアンスの徹底を図る。当社及び当社グループのコンプライアンス体制として、社長は常勤取締役の中から法令遵守統括責任者を任命する。法令遵守統括責任者はコンプライアンス委員会の委員長となり、各委員とともにコンプライアンス上の重要な事項を審議するとともに審議の結果を社長に報告する。また、コンプライアンス委員会の各委員は、当社及び当社グループのコンプライアンス推進に係る課題及び対応策を協議・承認する体制を構築する。
- ④ 当社及び当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社内諸規程を遵守して行われているかを監査するため、社長の直轄組織として内部監査室を設置し、遵守状況を定期的に監査して社長及び監査役に報告する体制を構築する。
- ⑤ 取締役及び使用人から連絡・相談を受けつける外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し当社及び当社グループの取締役及び使用人は、「企業行動規範」に逸脱する行為、法令及び社内諸規程に違反する行為を知り、またはそのリスクを感じた場合、通報する体制をとることで問題の早期発見・解決を図る体制をとるとともに、公益通報者保護規程に則り当該通報者に不利が生じない措置を講じる体制を構築する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）については、文書管理規程及び文書取扱マニュアルに基づき、保存媒体に応じて適正に保存、管理するものとし、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制を構築する。
- ② 電磁的方法で記録・保存された文書等については、情報管理規程に基づき管理責任者を明確にして管理を徹底するとともに、社外からの不正アクセス防止措置を講じる体制を構築する。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理の状況に関しては監査役の監査を受ける体制を構築する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び当社グループのリスク管理体制の基礎となるリスク管理規程を設ける。リスク管理規程に基づき管理委員会を設置して、想定される当社及び当社グループのリスクを可能な限り把握、認識及び分析して、それらに対する未然防止または発生したリスクの損害を最小限に食い止める体制を講じる。また、職務権限規程、情報管理規程、営業債権管理規程、安全保障輸出管理規程及び災害緊急時マニュアル等において、平常時に想定されるリスクに対応する規程を網羅し、取締役及び使用人に徹底する体制を構築する。
- ② リスクを未然に防止するために、社長の直轄組織である内部監査室が、常に当社及び当社グループの各部署の監査を行い、リスクの早期発見、早期解決を行う体制を構築する。
- ③ 当社及び当社グループに不測の事態または重大な経営リスクが発生した場合は、社長を筆頭とする対策本部を設置して、迅速かつ適正な対応を行い、損失を最小限に防ぐための体制を構築する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社及び当社グループの経営に関する重要な事項の審議・決定を行う体制を構築する。
- ② 業務執行する取締役は、当社及び当社グループの経営計画を達成するための、担当職務の具体的な方針、目標及び実行計画を策定し、計画に基づく業務執行状況を定期的かつ適宜に取締役会に報告するとともに、計画に対する進捗の状況及び対策を取り纏め取締役会に報告する体制を構築する。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの業務の役割、責任及び責任者等について詳細に定めてあり、当該規程に基づく効率的運営及び責任体制を確立する。取締役の職務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において定められた、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを遵守し、効率的に職務の執行を行う。
- ④ 内部監査室は、各業務が社内諸規程に照らし正しく処理され、効率的に実行されているかの監査を定期的に行い、その結果を社長に報告する体制を構築する。社長は、当該報告で重要な事項については取締役会に報告する。

### (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の信頼性・適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。監査役及び内部監査室は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じて、その改善策を取締役に報告する体制を構築する。

**(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 関係会社管理規程を定め、当該規程に基づき当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。
- ② コンプライアンス委員会が当社グループ全体のコンプライアンスリスクを管理・統括する体制を構築する。
- ③ 監査役及び内部監査室は、当社グループの監査を実施し、当社グループの業務の適正を確保する体制を構築する。
- ④ 金融商品取引法に基づき、当社グループは財務報告に係る信頼性を確保するため、その規模等を踏まえ必要かつ適切な内部統制を整備・運用する体制を構築する。

**(7) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける体制を構築する。

**(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社及び当社グループの使用人から補助者を任命することとし、当該使用人配置の具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と協議し、同意を得たうえで社長が決定する。
- ② 当該使用人の人事（人事異動、考課等）に関しては、監査役会の意見に基づいて行い、当該使用人は取締役からの独立性を確保する体制とする。
- ③ 当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ④ 当該使用人が監査役の指揮命令に従わない場合には、監査役会の意見に基づき懲戒処分の対象とする。

**(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制**

- ① 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役からの業務執行の状況の報告、情報提供、資料提出の要請等に対して速やかに応じる環境を恒常的に整備する体制を構築する。

- ② 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対し法定事項はもとより、当社及び当社グループに関し重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の活動状況、内部統制システムの構築に関する部門活動状況及び内部通報の状況等のリスク管理に関する重要な事項を報告する。これらの監査役に報告すべき事項の報告を受けた者も同様とする体制を構築する。
- ③ 常勤監査役は、取締役会のほか、社内の業務の執行報告及び意思決定等の重要な会議に出席する体制を構築する。

**(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

(9) ①または②の報告を行った当社及び当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する体制を構築する。

**(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する体制を構築する。

**(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な情報交換及び連携を図るとともに、自らも適宜監査を実施する体制を構築する。
- ② 監査役は、社長との定期的な会議を設け、相互認識を深める体制を構築する。
- ③ 監査役は、その必要性を認めた場合は、監査の実施にあたり顧問弁護士等の専門家との連携を行う体制を構築する。

**(13) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方**

市民社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求及び妨害行為に対しては、警察、弁護士等の関連機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

## 8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社グループでは、安定的に事業の継続を確保していくことを目的に、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス体制

当社及び当社グループの取締役及び使用人に対し、法令違反・不当行為等の早期発見及びこれらを未然に防止するための組織としてコンプライアンス委員会を開催しております。当事業年度におきましては4回開催いたしました。また、社内における様々なハラスメントを未然に防ぐことを目的に、全取締役及び使用人を対象にハラスメント教育を実施しております。なお、当社は内部通報窓口として「社内通報窓口」及び「社外通報窓口（顧問弁護士）」を設置して適切な措置を備えております。

当社では、社内におけるコンプライアンスに関する教本「コンプライアンス・ブック」や「コンプライアンス・カード」の配布、各種研修会における「コンプライアンス教育」を実施し、取締役及び使用人に対する教育・啓蒙活動を実施しております。

### (2) リスク管理体制

当社及び当社グループのリスク管理体制の基礎となるリスク管理規程に基づき、経営における重大な損失、不利益等を最小限に食い止めるためのリスク把握・評価・対応を継続的に行っております。また、経営に与える影響度が高いと思われるリスクに関しましては、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を開催しております。当事業年度におきましては、4回開催いたしました。また、内部監査室は内部監査規程に基づき、組織の内部監査を実施し、リスク状況の把握・監視を行い、社長に報告を行っております。

### (3) 取締役の職務執行監督体制

取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項、経営方針及び予算策定等の経営に関する重要な事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行って、法令や定款等との適合及び業務の適正を確保するための活動を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による取締役の職務の執行の監督機能を強化しております。

#### (4) 内部監査体制

内部監査室が内部監査年間計画に基づき当社及び当社グループの内部監査を実施して各組織を検証し、内部監査報告書を纏めて社長及び常勤監査役に対して報告を行っております。

#### (5) グループの管理体制

子会社の経営管理につきましては、社長を筆頭にした経営管理体制の整備、統括を実施しております。社内では関係会社管理規程及び海外子会社管理規程を定めて、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、子会社から財務の状況及びその他の経営状況につきましては、書面または口頭にて月次の報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告を行っております。

### 9. 会社の支配に関する方針

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告の中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

単位：千円（未満切捨て）

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部            |                   |
|------------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>20,786,807</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>8,397,993</b>  |
| 現金及び預金                 | 10,173,132        | 支払手形及び買掛金          | 3,148,290         |
| 受取手形及び売掛金              | 7,156,350         | 電子記録債務             | 4,448,058         |
| 電子記録債権                 | 3,006,955         | 未払法人税等             | 261,065           |
| 商 品                    | 368,339           | 未払消費税等             | 36,982            |
| そ の 他                  | 82,029            | 賞与引当金              | 155,410           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>6,443,708</b>  | 役員賞与引当金            | 27,000            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,989,001</b>  | そ の 他              | 321,185           |
| 建物及び構築物                | 539,194           | <b>固 定 負 債</b>     | <b>471,267</b>    |
| 工具、器具及び備品              | 68,154            | 繰延税金負債             | 463,248           |
| 土 地                    | 1,379,100         | そ の 他              | 8,019             |
| そ の 他                  | 2,551             | <b>負 債 合 計</b>     | <b>8,869,260</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>175,830</b>    | 純 資 産 の 部          |                   |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>4,278,877</b>  | <b>株 主 資 本</b>     | <b>17,253,881</b> |
| 投資有価証券                 | 2,409,670         | 資 本 金              | 1,148,000         |
| 長期預金                   | 1,000,000         | 資 本 剰 余 金          | 1,097,245         |
| 差入保証金                  | 815,313           | 利 益 剰 余 金          | 16,227,923        |
| そ の 他                  | 53,893            | 自 己 株 式            | △1,219,286        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>27,230,515</b> | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,107,373</b>  |
|                        |                   | その他有価証券評価差額金       | 1,067,291         |
|                        |                   | 為替換算調整勘定           | 40,081            |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>18,361,255</b> |
|                        |                   | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>27,230,515</b> |

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 25,040,864 |
| 売上原価            |         | 21,448,346 |
| 売上総利益           |         | 3,592,518  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,320,133  |
| 営業利益            |         | 1,272,384  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 49,680  |            |
| 仕入割引            | 37,909  |            |
| 助成金収入           | 27,940  |            |
| その他の            | 8,485   | 124,015    |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 3,127   |            |
| 売上割引            | 1,924   |            |
| 為替差損            | 6,115   |            |
| その他の            | 650     | 11,818     |
| 経常利益            |         | 1,384,581  |
| 特別利益            |         |            |
| 投資有価証券売却益       | 4       | 4          |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,384,586  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 442,813 |            |
| 法人税等調整額         | △7,440  | 435,372    |
| 当期純利益           |         | 949,213    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 949,213    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

| 残高及び変動事由                     | 株 主 資 本   |           |            |            |            |
|------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                              | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式       | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                    | 1,148,000 | 1,097,245 | 15,798,658 | △1,223,879 | 16,820,023 |
| 当 期 変 動 額                    |           |           |            |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当                  |           |           | △519,948   |            | △519,948   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |           |           | 949,213    |            | 949,213    |
| 自 己 株 式 の 取 得                |           |           |            | △131       | △131       |
| 自 己 株 式 の 処 分                |           |           |            | 4,724      | 4,724      |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額（純額） |           |           |            |            | -          |
| 当 期 変 動 額 合 計                | -         | -         | 429,265    | 4,593      | 433,858    |
| 当 期 末 残 高                    | 1,148,000 | 1,097,245 | 16,227,923 | △1,219,286 | 17,253,881 |

| 残高及び変動事由                     | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |                   | 純資産合計      |
|------------------------------|-----------------------|----------|-------------------|------------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算調整勘定 | その他の包括<br>利益累計額合計 |            |
| 当 期 首 残 高                    | 662,236               | 27,381   | 689,617           | 17,509,641 |
| 当 期 変 動 額                    |                       |          |                   |            |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                       |          |                   | △519,948   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益              |                       |          |                   | 949,213    |
| 自 己 株 式 の 取 得                |                       |          |                   | △131       |
| 自 己 株 式 の 処 分                |                       |          |                   | 4,724      |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額（純額） | 405,055               | 12,699   | 417,755           | 417,755    |
| 当 期 変 動 額 合 計                | 405,055               | 12,699   | 417,755           | 851,613    |
| 当 期 末 残 高                    | 1,067,291             | 40,081   | 1,107,373         | 18,361,255 |

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

単位：千円（未満切捨て）

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部          |                   |
|--------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>19,401,122</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>7,919,177</b>  |
| 現金及び預金             | 9,673,095         | 支払手形             | 256,092           |
| 受取手形               | 527,446           | 電子記録債権           | 4,448,058         |
| 電子記録債権             | 3,006,955         | 買掛金              | 2,469,409         |
| 売掛金                | 5,989,933         | 未払金              | 207,154           |
| 商 品                | 130,485           | 未払費用             | 52,500            |
| 前払費用               | 28,316            | 未払法人税等           | 245,960           |
| その他の               | 44,889            | 未払消費税等           | 19,994            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>6,604,422</b>  | 未払事業所税           | 1,477             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,983,791</b>  | 前受金              | 10,249            |
| 建物                 | 535,274           | 預り金              | 34,280            |
| 構築物                | 3,740             | 賞与引当金            | 147,000           |
| 工具、器具及び備品          | 65,675            | 役員賞与引当金          | 27,000            |
| 土地                 | 1,379,100         | <b>固 定 負 債</b>   | <b>475,707</b>    |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>175,767</b>    | 長期未払金            | 8,019             |
| ソフトウェア             | 12,920            | 繰延税金負債           | 467,687           |
| 電話加入権              | 10,866            | <b>負 債 合 計</b>   | <b>8,394,884</b>  |
| その他の               | 151,980           | 純 資 産 の 部        |                   |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>4,444,863</b>  | <b>株 主 資 本</b>   | <b>16,543,368</b> |
| 投資有価証券             | 2,344,376         | 資 本 金            | 1,148,000         |
| 関係会社出資金            | 250,569           | 資 本 剰 余 金        | 1,097,245         |
| 長期前払費用             | 1,512             | 資本準備金            | 1,091,862         |
| 長期預金               | 1,000,000         | その他資本剰余金         | 5,383             |
| 差入保証金              | 799,503           | <b>利 益 剰 余 金</b> | <b>15,517,409</b> |
| その他の               | 48,901            | 利益準備金            | 287,000           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>26,005,544</b> | その他利益剰余金         | 15,230,409        |
|                    |                   | 建物圧縮積立金          | 143,999           |
|                    |                   | 土地圧縮積立金          | 7,860             |
|                    |                   | 別途積立金            | 10,217,000        |
|                    |                   | 繰越利益剰余金          | 4,861,550         |
|                    |                   | <b>自 己 株 式</b>   | <b>△1,219,286</b> |
|                    |                   | 評価・換算差額等         | 1,067,291         |
|                    |                   | その他有価証券評価差額金     | 1,067,291         |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>17,610,660</b> |
|                    |                   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>26,005,544</b> |

# 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 22,263,428 |
| 売上原価         |         | 19,030,137 |
| 売上総利益        |         | 3,233,291  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,168,655  |
| 営業利益         |         | 1,064,636  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息及び配当金    | 45,641  |            |
| 仕入割引         | 37,909  |            |
| 助成金収入        | 27,940  |            |
| その他の         | 8,058   | 119,548    |
| 営業外費用        |         |            |
| 売上割引         | 1,924   |            |
| その他の         | 808     | 2,733      |
| 経常利益         |         | 1,181,451  |
| 特別利益         |         |            |
| 投資有価証券売却益    | 4       | 4          |
| 税引前当期純利益     |         | 1,181,456  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 387,600 |            |
| 法人税等調整額      | △2,501  | 385,098    |
| 当期純利益        |         | 796,358    |

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

単位：千円（未満切捨て）

| 残高及び変動事由                | 株 主 資 本   |           |                |           |                |            | 株主資本合計     |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|-----------|----------------|------------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                | 利 益 剰 余 金 |                | 自己株式       |            |
|                         |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金 |            |            |
| 当 期 首 残 高               | 1,148,000 | 1,091,862 | 5,383          | 287,000   | 14,953,999     | △1,223,879 | 16,262,365 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |                |           |                |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |                |           | △519,948       |            | △519,948   |
| 当 期 純 利 益               |           |           |                |           | 796,358        |            | 796,358    |
| 建物圧縮積立金の取崩              |           |           |                |           | —              |            | —          |
| 自己株式の取得                 |           |           |                |           |                | △131       | △131       |
| 自己株式の処分                 |           |           |                |           |                | 4,724      | 4,724      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |                |           |                |            |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —         | —              | —         | 276,410        | 4,593      | 281,003    |
| 当 期 末 残 高               | 1,148,000 | 1,091,862 | 5,383          | 287,000   | 15,230,409     | △1,219,286 | 16,543,368 |

| 残高及び変動事由                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|-----------------|------------|------------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当 期 首 残 高               | 662,236         | 662,236    | 16,924,601 |
| 当 期 変 動 額               |                 |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |                 |            | △519,948   |
| 当 期 純 利 益               |                 |            | 796,358    |
| 建物圧縮積立金の取崩              |                 |            | —          |
| 自己株式の取得                 |                 |            | △131       |
| 自己株式の処分                 |                 |            | 4,724      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 405,055         | 405,055    | 405,055    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 405,055         | 405,055    | 686,058    |
| 当 期 末 残 高               | 1,067,291       | 1,067,291  | 17,610,660 |

(注) その他利益剰余金の内訳

単位：千円（未満切捨て）

| 残高及び変動事由                | 建物圧縮積立金 | 土地圧縮積立金 | 別途積立金      | 繰越利益剰余金   | 合計         |
|-------------------------|---------|---------|------------|-----------|------------|
| 当期首残高                   | 148,057 | 7,860   | 10,217,000 | 4,581,082 | 14,953,999 |
| 当期変動額                   |         |         |            |           |            |
| 剰余金の配当                  |         |         |            | △519,948  | △519,948   |
| 当期純利益                   |         |         |            | 796,358   | 796,358    |
| 建物圧縮積立金の取崩              | △4,057  |         |            | 4,057     | —          |
| 自己株式の取得                 |         |         |            |           |            |
| 自己株式の処分                 |         |         |            |           |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |            |           |            |
| 当期変動額合計                 | △4,057  | —       | —          | 280,468   | 276,410    |
| 当期末残高                   | 143,999 | 7,860   | 10,217,000 | 4,861,550 | 15,230,409 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社 鳥羽洋行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 草野和彦 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鳥羽洋行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥羽洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社 鳥 羽 洋 行  
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 草 野 和 彦 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鳥羽洋行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役会において定期的に子会社の事業活動報告を受けるとともに、子会社管掌取締役から経営管理の状況の報告及び説明を受け、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社 鳥羽洋行 監査役会  
 常勤監査役 酒井 孝 弘 ㊟  
 監査役 廣瀬 勝 一 ㊟  
 監査役 森 真 一 ㊟  
 監査役 早崎 信 ㊟

(注) 監査役廣瀬勝一、森真一及び早崎信は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内

**会場** 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
ホテルグランドパレス 2階 ダイヤモンドルーム  
電話 (03) 3264-1111 (代表)

## 会場付近略図



## 交通のご案内

- 地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線<九段下駅>  
東西線（7番口）徒歩1分  
半蔵門線・都営新宿線（3a・3b番口）徒歩3分  
(お願い)

会場駐車場は手狭のため、誠に恐縮ですが、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。